

令和6年度 第2期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和6年度第2期定期監査等について、同条第9項及び第10項の規定によりその結果に関する報告及び意見を以下のとおり提出します。

藤沢市監査委員	中	川	隆
同	石	田	晴美
同	西		智
同	平	川	和美

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2024年（令和6年）11月6日から2025年（令和7年）1月8日まで

2 監査の種類及び対象

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
企画政策部、防災安全部、道路河川部
- (2) 同第7項に基づく指定管理者監査
公益財団法人藤沢市まちづくり協会（藤沢市自転車等駐車場指定管理業務）

3 監査の範囲

主として、令和6年度（2024年4月1日から2024年9月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び指定管理者が所管する指定管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。

- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて施設等を視察した。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類の調査、施設等を視察した結果、おおむね適正に執行され、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めていると認められたが、一部に検討を要するものが見受けられた。意見・要望として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 意見・要望

(1) 委託料の執行

ア 40年以上継続している事業は定期的に見直し・検討を行う仕組みを構築すべきである。（企画政策部人権男女共同平和国際課）

- ・藤沢市都市親善事業業務、令和6年度平和事業業務

藤沢市都市親善事業業務、令和6年度平和事業業務は、いずれも市が事務局となり委員会方式で1982年から40年以上継続して実施している。

両事業は、毎年度、適切な実施に努めているが、事業内容はどうしても前年踏襲になりがちである。近年目を見張るSNSの影響増大や生成AIの進化等、時代は大きく変化している。

長期間継続している事業については、5年程度毎に過去事業の成果を振

り返り、見直し・検討を実施し、効果測定や成果のフィードバック方法の見直し等を行って、時代に即した新規事業や成果を広く市民に周知する方法等を模索することが重要である。

特に、姉妹都市との相互理解や文化交流、平和事業を若い世代に引き継ぐためには教育委員会と連携を図り、市立小中学校の生徒を幅広く巻き込んだ成果のフィードバックは効果的と考えられる。

事業内容・成果を定期的に振り返り、見直し・検討を実施する仕組みを構築することを望む。

イ 水路における清掃・草刈・浚渫等各業務の包括委託化の検討について（道路河川部河川水路課）

・水路清掃業務委託、水路草刈業務委託、水路浚渫業務委託

これら業務は、市内の水路維持管理の一環として、清掃業務は1日あたり、草刈業務は1㎡または樹木1本あたり、浚渫業務は1㎡あたりの処理単価等を基に年間の想定数量を示し、それぞれ入札により事業者を決定している。令和5年度に要した上記業務経費は約3,520万円であり、令和元年度と比較し約16%上昇している。

これら業務は、単価契約による執行であるため、その仕様において「清掃業務は特殊作業員を含め1班3名体制とする」「草刈業務は地表面まで刈込み仕上げを行う」といった統一した作業水準を求めている。しかしながら、実際の水路の形態は様々で、水路の幅や深さ、フェンス等の有無、雑草等の繁茂の状況、隣接地の状況等は現場ごとに大きく異なることから、個々の現場の状況に即した効率的な作業や効果的な人員配置等は、統一した作業水準を基準にした単価契約では実態にそぐわないケースもあるものと考えられる。

さらに、作業箇所を選定は市民要望への個別対応が主であり、市内一円の計画的な作業実施に課題があることから、これら業務委託は必ずしも効率的な運用とは言い難く、より効果的な契約手法を検討する余地がある。

こうした状況を踏まえ現在、民間事業者への包括委託化の導入を検討し

ているが、検討を進めるにあたっては、事業者に対してそれぞれの現場の状況に即した作業計画の策定や一定の作業水準の判断を委ねるとともに、現場の状況把握や事業者との情報共有にDXの視点も取り入れるなど、中長期的な維持管理コストの縮減と業務の効率化を前提とした、契約手法の抜本的な見直しについて充分配慮されたい。

ウ エレベーター及びエスカレーター等における保守点検、施設管理等各業務の包括委託化の検討について（道路河川部道路維持課）

市内藤沢、辻堂、湘南台等の駅などに点在し、この課が所管するエレベーター及びエスカレーター等の維持管理に係る業務委託は、施設管理や監視、保守点検など、それぞれに業務委託を締結し似たような名称の業務が混在している。設置業者の違い、保守点検業務と監視・管理業務の違いなどにより業務を分割していると思われるが、包括的に業務を整理することで事務負担の軽減や効率化、また委託料の削減などを図ることも考えられる。委託締結の在り方について可能な限り見直しを検討されたい。

（2）備蓄倉庫・備蓄資機材の管理

備蓄資機材の保管状況や数量の確認を行う方法について検討すべきである。

（防災安全部防災政策課）

本市では片瀬市民センターほか131か所に設置している防災備蓄倉庫に食料や生活物資、資機材等を保管している。これらの備蓄資機材の数量は表計算ソフトで一覧表としてデータ管理されているが、現地調査をしたところ、物資の数量が一覧表と相違しているケースがあり、最新のデータに更新されていないものがあった。保管状況については、避難所従事職員が訓練時に施設内の備蓄倉庫の点検等をしているものの、一部の倉庫の確認にとどまり、荷崩れを起こしそうな状況の倉庫も見受けられた。

市で管理している備蓄倉庫全体の資機材の数量や保管状況の確認は、平成27年度～平成29年度に行って以来、少なくとも6年以上は行われていない。また、倉庫内に保管されている発電機等の資機材の動作確認も定期的には行われていない。

災害はいつ起こるかわからず、発災したときにすぐに備蓄されている物品を利用できる状態を保つ必要がある。災害発生時の物資の適正配布、有効活用のため、物品が必要数備蓄されているか、品質が良好に保たれているか等についての確認及び資機材の動作確認を定期的に行うなど、適切な管理を行う方法について検討されたい。

また、そのためにはデータベースでのデータ管理、二次元バーコードでの在庫管理、クラウド型システムの導入など、効率的かつ適切に管理できる新たなシステムの導入についても検討されたい。

(3) 審議会等への女性登用状況について（企画政策部人権男女共同平和国際課）

「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」では、「あらゆる分野でのジェンダー平等の促進」を重点目標の一つに掲げている。この一環として、企画政策部人権男女共同平和国際課が事務担当するD&I推進会議において、「審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」が示され、各課が政策・方針決定過程に女性が主体的に参画できるよう取り組んでいる。

しかしながら、この方針の実現は進んでおらず、長年改善されていない状況が続いている。

(ア) 藤沢市における現状と審議会の分類について

本市では、審議会等を以下の7つに分類し、女性登用比率を把握している。

1. 市議会議員
2. 地方自治法による行政委員会等(地方自治法 180 条の 5)
3. 法律を根拠として設置する附属機関
4. 条例によって設置される附属機関
5. 要綱、要領等による協議会等
6. 上記2～5に該当し、行政関係者(職員)だけで構成されている委員会等
7. 上記1～6に該当しない、会議・団体、実行委員会等

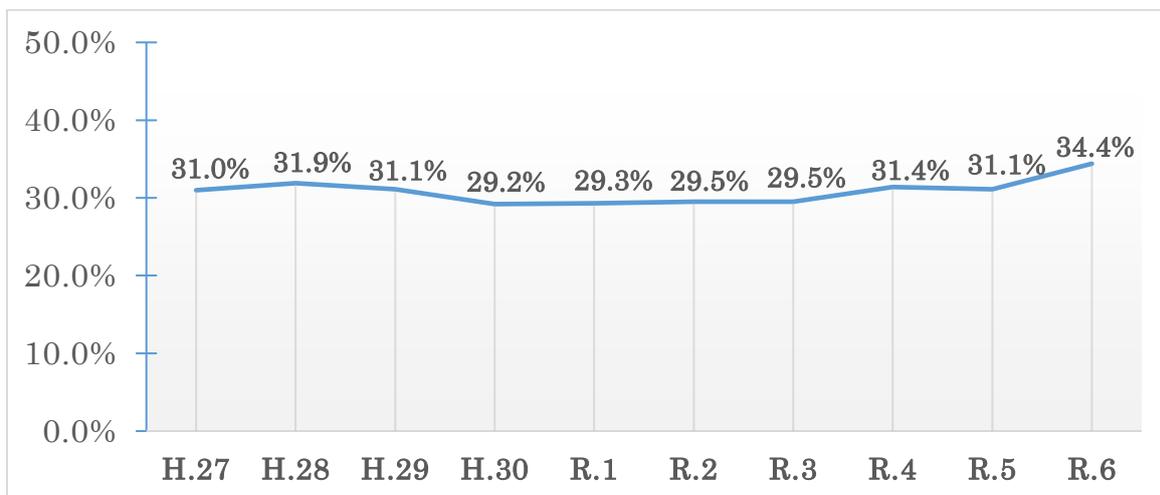
本市では、国の分類における審議会等と市独自の分類における審議会等に分け女性登用比率を管理している。

a. 国の分類における審議会等（分類 2・3・4）（以下、国の分類）

b. 市独自の分類における審議会等（分類 2・3・4・5・7）（以下、市の分類）

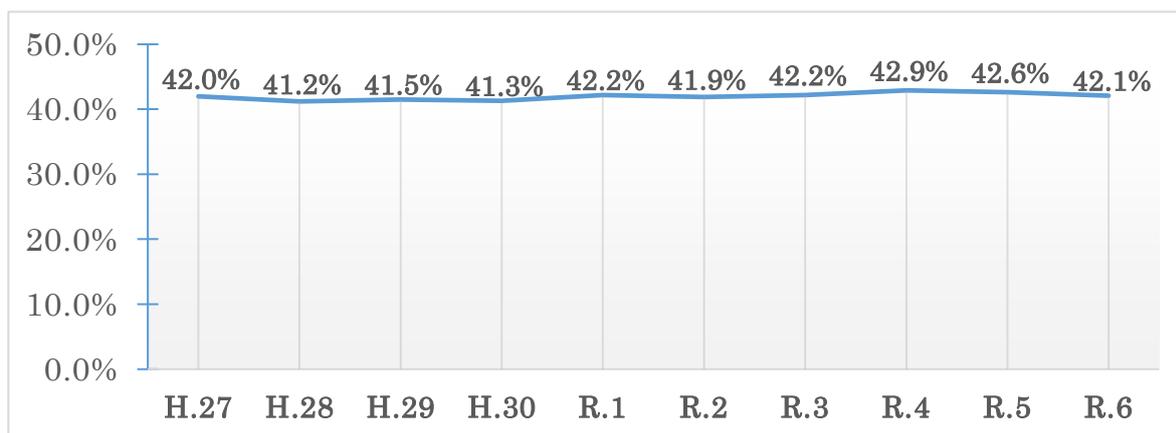
a. 国の分類による本市の女性登用比率

（内閣府の成果目標値：40%以上 60%以下（2025年））※1



※1内閣府「第5次男女共同参画基本計画」

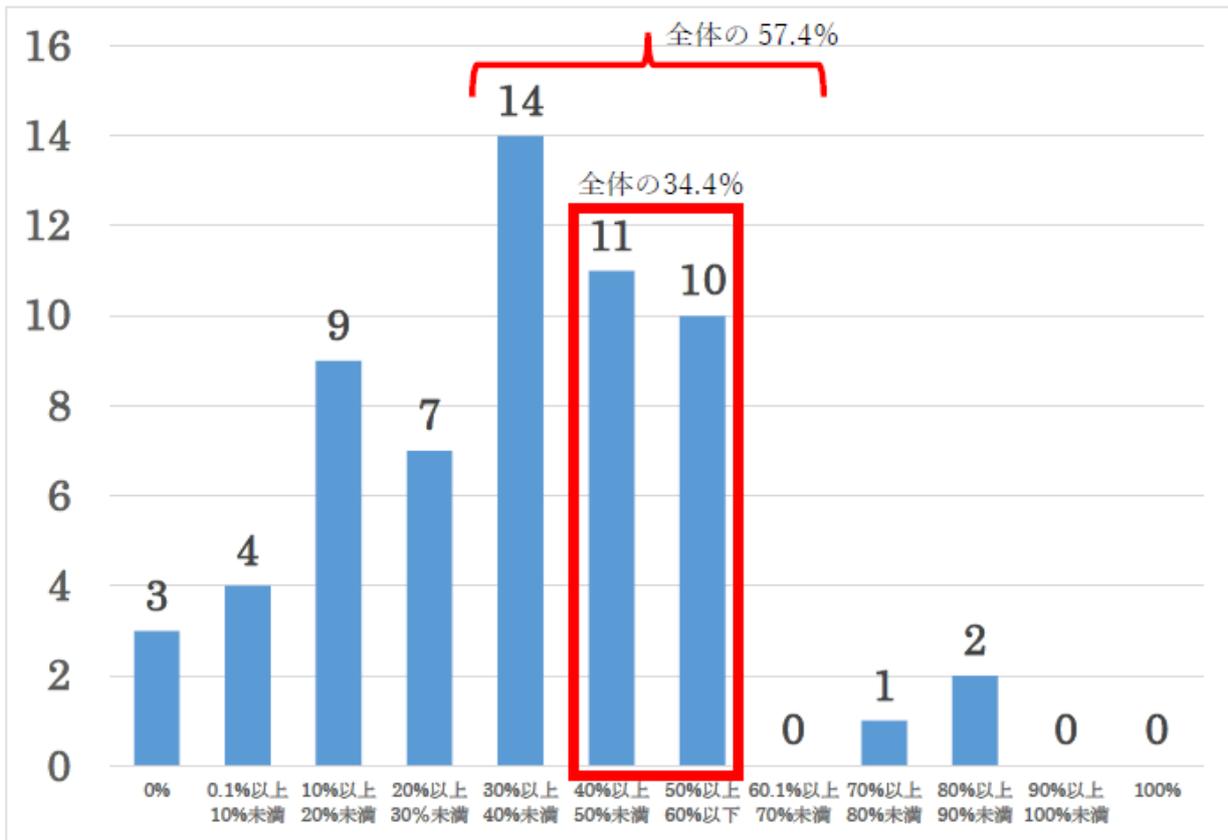
b. 市の分類による本市の女性登用比率（本市の成果目標値：50%（2030年））※2



※2「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」

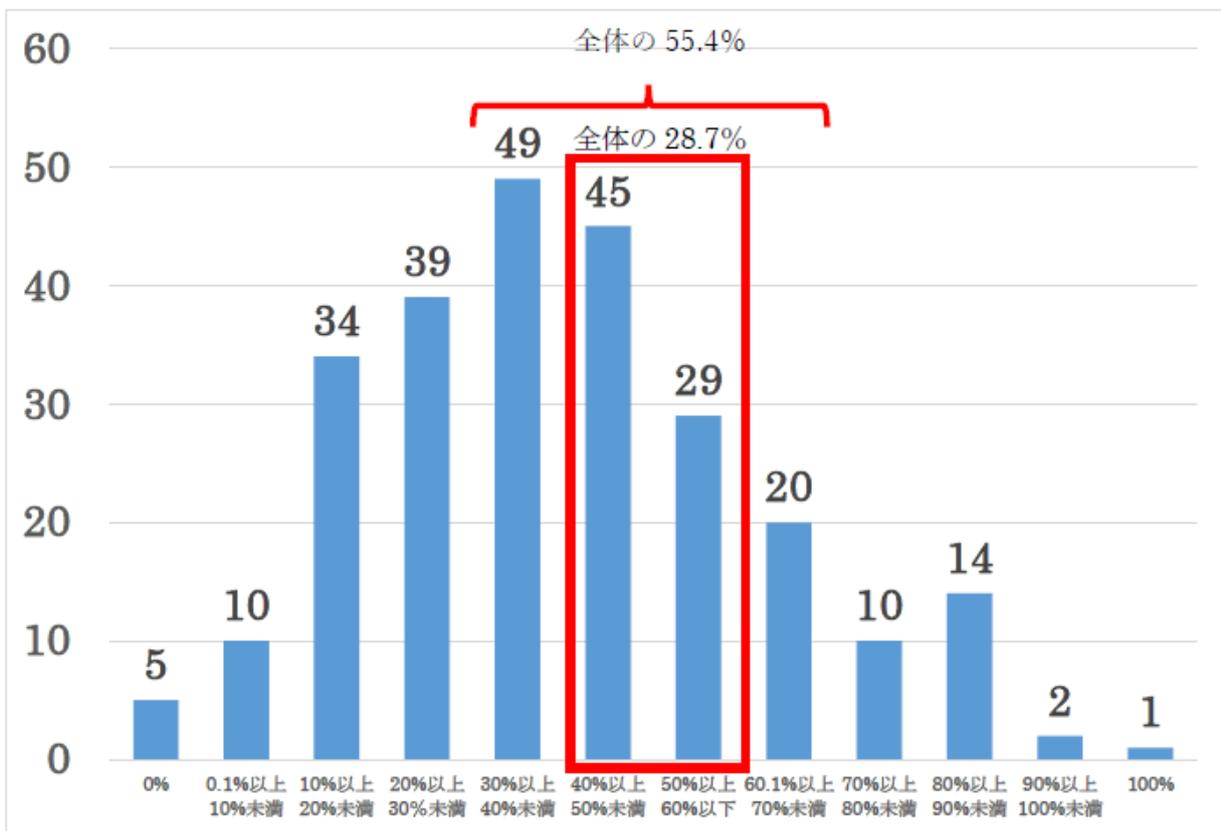
審議会数

a. 令和6年度 国の分類の女性委員の比率の分布



審議会数

b. 令和6年度 市の分類の女性登用比率の分布



(イ) 藤沢市における問題点

- a. 過去10年間、女性登用比率がほぼ横ばいである。

国の分類及び市の分類の女性登用比率は10年間で多少の増減があるものの、どちらも10年ほとんど増加していない。

- b. 審議会ごとの女性登用比率にばらつきがある。

国の分類では、成果目標値「40～60%」を達成している審議会が全体の34.4%にとどまっている。

市の分類では、女性登用比率「40～60%」の審議会等は、全体の28.7%にとどまっている。

- c. 女性登用比率が70%を超える審議会がある。

市の分類では、女性登用比率70%超が27審議会(10.5%)あり、中には100%女性の審議会もある。

- d. 性別の偏りが大きい審議会が多い。

女性比率が30%未満、または70%以上の審議会が、国の分類で42.6%、市の分類で44.6%存在する。

- e. 職員のみでの委員会等で女性登用比率が極端に低いものがある。

職員のみで構成されている委員会等では、女性登用比率が7.9%(令和6年度)と低水準である。

(ウ) 女性登用比率に関する改善案

- a. 目標値の明確化

市の分類における各審議会の女性登用比率の目標値を「40～60%」に設定する。

- b. 意思決定層への少数派参画促進

意思決定層に少数派が30%入ることによって大きな影響を与えるとされており、第一目標として「30～70%」の範囲を目指す。

- c. 女性登用比率分布の改善

女性登用比率「40～60%」および「30～70%」の審議会の割合を向上させる。

d. 優先順位付け

女性登用比率向上が特に必要な審議会等を優先的に取り組む。

e. 可視化

グラフ等を活用し、現状の可視化を進める。

f. 情報公開

全ての審議会等の女性登用状況を毎年 HP 等で公表する。

g. 市職員の女性登用比率改善

市職員における女性登用比率を率先して改善を図る。

h. 多様性のさらなる推進

ダイバーシティ&インクルージョンの観点から、性別だけでなく、その他の多様性（年齢、国籍、障がいの有無等）も考慮した取り組みを進める。

以上、問題点及び、改善点を申し上げた。2021年3月策定の「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」は、市独自の分類による審議会などへの女性登用比率を、2030年までに50%とする目標値を掲げている。現在実施している取り組みに加え、精緻な現状分析や2030年までに50%まで引き上げるための具体的なアクションプラン作成など、ジェンダー平等の実現に向けて、より一層努められたい。

(4) 広報ふじさわについて（企画政策部広報シティプロモーション課）

広報ふじさわは、各自治（町内）会の協力により自治（町内）会加入世帯に配布されており、自治会を組織していないマンション管理組合等には原則として配布を行っていない。しかしながら、総戸数分の運搬があれば管理組合が各戸配布を希望している管理組合もある。

他市では積極的に管理組合などへ配布している事例もあることから、マンション管理組合等への配布策について検討されたい。

また、発行部数については、令和4年度及び令和5年度は同部数であり、令和6年度も同部数の予定である。世帯数の増減や公共施設への配架数等を精査し、適切な必要部数の把握に努めるとともに、発行部数の見直しについて検討

されたい。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。